

最高裁秘書第2753号

令和3年9月2日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

8月2日付け（同月3日受付，第030417号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等
令和3年度長官所長会同・議事概要（6月16日実施）（片面で4枚）
- 2 開示の実施方法
写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）

令和3年度長官所長会同・議事概要

(6月16日実施)

1 6月16日に、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同が開催された。本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所を接続する方法により行われた。

本年の会同においては、一昨年引き続き、基本的な意見交換の場として認識されてきている「部」での議論を通じ、裁判所の紛争解決機能を更に高めていくに当たって、IT化をきっかけとして審理運営の改善に取り組む民事事件分野の現状及び課題は何か、刑事や家裁における事件分野においてはどのような課題があるか等について議論されたほか、裁判官の成長支援という観点から「部」の機能を考えた場合の課題や、このような「部」での議論の活性化や成長支援について、所長や高裁に求められる役割等について意見交換を行った。

(1) 基本的な意見交換の場として認識されてきている「部」での議論を通じ、裁判所の紛争解決機能を更に高めていくに当たっての現状及び課題等

民事分野では、民事訴訟手続のIT化のフェーズ1の取組が全地裁本庁で開始されるなどIT化の動きが具体化する中で、本格的なIT化後の民事訴訟をも見据えて、従来の運用にとらわれない抜本的な運用改善の議論が広がりつつあるとの指摘がされた。また、社会からは裁判の迅速化も求められており、運用改善の議論はこうした点と関連付ける必要があり、弁護士会の理解と協力を得るための働き掛けも重要であるといった意見が出された。そして、今後このような議論の深化を図っていくためには、複数の裁判官が共に執務をし、合議体を構成する「部」における合議や意見交換を活発に行うとともに、部や庁を越えた意見交換や情報共有を積極的に行う必要があり、様々な取組を進めることを通じて成功体験を積み上げていくことが重要であることが確認された。

もともと、個々の裁判官の運用改善に向けた姿勢や裁判の迅速化の必要性についての意識にはなお差違があり、庁によっては、上記のような議論が全裁判官に広がっているわけではないとの指摘もあったが、近時活発に行われている、庁を越えた意見交換の議論状況が各庁に伝わっていくことにより、部を拠点とした議論の刺激になり、結果として運用改善に消極的な裁判官にも変化が生じているとの指摘がされ、庁を越えた意見交換の取組が継続されていくべきであるという意見が出された。

刑事分野では、裁判員裁判における、裁判員との実質的協働の深化、公判前整理手続の迅速化などの課題に対処するためには、刑事実体法の理解を深めつつ、部内はもとより、庁全体、庁の間、さらには、法曹三者の間で、具体的な事件を素材としながらも、それを一般化した形で、刑事裁判の在るべき姿を意識した議論を継続していく必要があるとの意見があった。また、現在、新型コロナウイルス感染症の感染防止に意を払っている中で、上記のような運用改善に向けた議論を停滞させないよう留意する必要があるとの意見も出された。

家裁分野では、家庭裁判所には「部」が置かれていない場合も多いが、むしろ「庁」を「部」と見立てて、庁全体として、新型コロナウイルス感染症への対応や、IT化の動きの中で、関係職種が密接に連携して、在るべき家事調停の運用改善についての議論が進んでいること等が紹介された。他方で、家裁は小規模庁が多く、家事事件を初めて担当する裁判官が多い中で、裁判官相互の議論が地方裁判所と比べ難しい場合も少なくないことから、所長、上席裁判官、支部長が連携して取組を行うことが重要であるとともに、庁を超えた知恵・情報の共有が必要であり、例えば、組織課題に取り組む上でのキーパーソンである各庁の上席裁判官同士で意見交換をするといったことが、問題意識を深める契機になり得るといった意見が出された。

(2) 裁判官の成長支援という観点から「部」の機能を考えた場合の課題

裁判官の成長のためには、個別事件に関する議論にとどまらず、在るべき裁判

の姿等についても幅広く意見交換をすることが望ましいが、民事訴訟手続のIT化や、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた裁判運営の在り方に関する検討をきっかけとした各部における議論は、裁判官の成長に良い影響を与えていることが紹介された。他方で、部総括裁判官においては、陪席裁判官の成長支援に関する問題意識の持ち方等に差異があるため、この点について所長の果たす役割が重要であるとの意見が出された。

- (3) 「部」での議論の活性化や成長支援について、所長や高裁に求められる役割等議論の活性化や成長支援については、部総括裁判官や上席裁判官の役割が重要であるところ、所長としては、職務分配を含めた環境調整や自身の過去の経験を伝承するといった部総括裁判官への支援や働きかけを行うほか、司法研修所における研修を活用していくことが重要であるとの指摘がされた。また、裁判所における部の機能を高める取組は、一定の時間を要するため、所長の行ってきた具体的な取組について後任の所長に適切に引き継がれるような配慮が必要であるとの意見が出された。

更に、高裁において、管内の地家裁の裁判官の力量を高めることを目指し、個々の裁判を通じて在るべき審理・判断について伝えていくほか、事例を中心とした研究会等を開催し、高裁の裁判官が一审の陪席裁判官の悩みに答えるなどの取組が行われていることが紹介された。

2 事務的協議

書記官事務をめぐる施策について、各庁でどのような検討がされているか、裁判官が審理運営に当たって、書記官に何を求め、どのような関わり方をしているかなどの実態が紹介された。IT化後の書記官事務の検討と、これまでの書記官事務の整理との関係についても意見交換が行われ、IT化後において書記官だからこそできる事務の検討を進めるに際しては、書記官事務の整理の考え方を使うことも有用であり、そのことが結果として裁判所における中長期的な課題の検討テーマの一つ

である書記官の職務の在り方の検討にもなっていくことが指摘された。また、書記官事務をめぐる各庁での取組に際しては、所長が部総括裁判官や陪席裁判官に対して、その取組の趣旨や目的について丁寧に説明していく必要があるとの意見が出された。